

# 第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マネーパートナーズ

(E03747)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業務の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	7
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
(1) 【株式の総数等】	10
【株式の総数】	10
【発行済株式】	10
(2) 【新株予約権等の状況】	10
(3) 【ライツプランの内容】	18
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	18
(5) 【大株主の状況】	18
(6) 【議決権の状況】	19
【発行済株式】	19
【自己株式等】	19
2 【株価の推移】	19
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
(1) 【四半期連結貸借対照表】	21
(2) 【四半期連結損益計算書】	23
【第1四半期連結累計期間】	23
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	24
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	26
【簡便な会計処理】	29

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	29
【追加情報】	30
【注記事項】	32
【事業の種類別セグメント情報】	33
【所在地別セグメント情報】	33
【海外売上高】	33
2 【その他】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36
レビュー報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社マネーパートナーズ
【英訳名】	MONEY PARTNERS CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)4540-3800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営企画部長 中西 典彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)4540-3804
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営企画部長 中西 典彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 3月31日
営業収益(百万円)	1,471	1,677
経常利益(百万円)	393	922
四半期(当期)純利益(百万円)	287	585
純資産額(百万円)	7,376	7,226
総資産額(百万円)	37,708	34,181
1株当たり純資産額(円)	23,190.44	22,741.34
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	903.34	1,843.76
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	856.61	1,755.27
自己資本比率(%)	19.6	21.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	694	870
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	647	221
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	171	654
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	2,983	3,107
従業員数(人)	66	74

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当社は、平成20年10月1日をもって持株会社体制へ移行するため、マネーパートナーズ分割準備株式会社（分割期日に「株式会社マネーパートナーズグループ」に商号変更予定）を平成20年5月9日付をもって設立し、平成20年5月19日開催の取締役会において同社に対して当社が営む全事業に関して有する権利義務を包括的に承継させることを決議し、同日付で「吸収分割契約書」に調印しております。また、平成20年6月17日開催の当社第4回定時株主総会において、当該吸収分割契約が承認されました。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) マネーパートナーズ分割準備 株式会社	東京都港区	100	外国為替証拠金 取引事業	100	役員の兼任10名 持株会社体制への移 行に伴う吸収分割承 継会社。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	66
---------	----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。
2. 当社及び連結子会社は、単一事業分野において営業を行っているため、従業員数のセグメント区分を行わず、全社共通としております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ8名減少しましたのは、当社グループ外への出向並びに自然減に対する人員補充抑制等によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	62
---------	----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ8名減少しましたのは、社外への出向並びに自然減に対する人員補充抑制等によるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業務の状況】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、また、前連結会計年度は決算期変更により3ヶ月決算となっているため、前年同期との比較分析は行っていません。(以下、「3 財政状態及び経営成績の分析」においても同じ。)

#### (1) 受入手数料の内訳

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
委託手数料	0	-
外国為替取引手数料	1	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) トレーディング損益の内訳

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
外国為替取引損益	1,445	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 金融収益の内訳

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
受取利息	24	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (4) その他の営業収益の内訳

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
システム運用関係収益	1	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (5) 外国為替取引売買の状況

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額	前年同期比(%)
米ドル/円 (百万ドル)	61,475	-
ユーロ/円 (百万ユーロ)	5,421	-
英ポンド/円 (百万ポンド)	6,398	-
豪ドル/円 (百万豪ドル)	19,426	-
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	2,189	-
スイスフラン/円 (百万スイスフラン)	376	-
カナダドル/円 (百万カナダドル)	542	-
南アフリカランド/円 (百万ランド)	1,669	-
英ポンド/米ドル (百万ポンド)	430	-
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	2,992	-

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

## (4) 自己資本規制比率

		当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日) (百万円)
基本的項目計		7,397
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益)等	-
	金融商品取引責任準備金等	0
	一般貸倒引当金	1
	長期劣後債務	-
	短期劣後債務	-
計		1
控除資産		2,424
固定化されていない自己資本 + - (A)		4,974
リスク相当額	市場リスク相当額	21
	取引先リスク相当額	81
	基礎的リスク相当額	690
計 (B)		793
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100		626.7%

(注) 提出会社の自己資本規制比率を記載しております。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間 又は効力発生日
株式会社マネーパートナーズ (当社) 株式会社マネーパートナーズ ソリューションズ(連結子会 社)	楽天証券株式会社	平成20年 5月9日	外国為替証拠金取引シス テムのホワイトラベル提 供に係るサービス基本契 約	平成20年5月9日から 平成22年5月8日まで
株式会社マネーパートナーズ (当社)	楽天証券株式会社	平成20年 5月23日	外国為替証拠金取引シス テムのホワイトラベル提 供に係るカウンターパー ティー契約	平成20年5月23日から 平成22年5月22日まで
株式会社マネーパートナーズ (当社)	マネーパートナーズ分割 準備株式会社(連結子会 社)(注)	平成20年 5月19日	吸収分割契約(注)	平成20年10月1日

(注) 当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、平成20年10月1日(以下「分割期日」という。)をもって、当社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズグループ」に商号を変更予定)の営む全事業である金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等(以下「本事業」という。)を、吸収分割によりマネーパートナーズ分割準備株式会社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズ」に商号を変更予定)に包括的に承継させることを決議し、同日付で「吸収分割契約書」に調印しております。また、平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会において、当該吸収分割契約が承認されました。吸収分割契約の概要は、「第5 経理の状況」の「1 四半期連結財務諸表 追加情報」に記載のとおりであります。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、企業部門においては原油をはじめとする素材価格の高騰により企業物価が上昇し、企業収益は弱含みで推移しており、家計部門においては、雇用情勢に厳しさが残るなか個人消費が横這いで推移するなど、景気回復は足踏み状態にあり、一部に弱い動きが見られます。先行きについても、サブプライム住宅ローン問題を背景とする米国の景気後退懸念や株式・為替相場の変動、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まるなど不透明な状態にあります。

外国為替市場においては、期首は1ドル=99円台で取引引きが始まりましたが、米国政策金利の引き下げによる日米金利差の縮小にもかかわらず、米国における金融危機懸念の後退や原油価格等の高騰に伴うインフレ懸念を受けての金融緩和政策の軌道修正に向けての動きや我が国経済の減速懸念から、期間を通じて概ね円安ドル高で推移し、1ドル=106円台で期末を迎えております。

このような中、当社グループは、前連結会計年度より準備を進めてまいりました外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供を、4月22日に株式会社日本格付研究所（JCR）より短期優先債務を対象とする格付け「J-3」を取得し、自己資本規制比率算出における当社の取引先としてのリスクウェイトを低減した上で、6月より楽天証券株式会社に対して開始いたしました。なお、本件ホワイトラベル提供は、外国為替証拠金取引システムの利用に係る契約を当社、当社の連結子会社である株式会社マネーパートナーズソリューションズ並びに楽天証券株式会社の三者間で締結するとともに、当社と楽天証券株式会社の間でカウンターパーティ業務に係る契約を締結して実施しております。なお、これらの契約に基づく取引の会計処理は、当社をカウンターパーティとする外国為替取引に係るトレーディング収益を当社の営業収益として全額計上した上で、当社から楽天証券株式会社に対して支払うべき外国為替取引に係る手数料を販売費・一般管理費に計上する方法によっております。

また、前連結会計年度に金融商品取引法第31条に基づき、旧証券取引法に規定されていた「証券業」のうち、有価証券取引等の売買等の取扱い業務について新たに登録を受けておりましたが、現金以外の預り資産として有価証券を担保にした外国為替証拠金取引サービスを提供することにより顧客の利便性を拡大するために、4月21日より有価証券を管理する証券口座の申込み受付を開始し、5月12日より代用有価証券の取扱いサービスを開始いたしました。これによる当第1四半期連結会計期間末の有価証券による預り資産額は、48百万円となっております。

更に、外国為替証拠金取引自体の商品性強化施策として、米ドル/円及び豪ドル/円の取引スプレッド縮小を実施した他、対顧客提示レートを対円通貨ペアにおいては小数点以下3桁に、対米ドル通貨ペアにおいては小数点以下5桁に拡大することにより取引機会の増加に努めました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の外国為替取引高は1,009億通貨単位となり、当第1四半期連結会計期間末の顧客口座数は57,858口座、顧客預り証拠金は27,004百万円となるなど顧客基盤は大きく拡大いたしました。

一方、当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度に引き続き取引量の増大や今後のB to B展開を見越し、第2データセンターの強化や外国為替取引システムの機能追加等に取り組んだ他、新規口座獲得のための活動を積極的に実施するなど今後の取引高増加のための施策に注力した結果、販売費・一般管理費は1,076百万円と前連結会計年度（平成20年1月1日から平成20年3月31日まで）に比べ大きく増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は1,471百万円、営業利益は393百万円、経常利益は393百万円、四半期純利益は287百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により694百万円増加、投資活動により647百万円減少、財務活動により171百万円減少いたしました。この結果、前連結会計年度末に比べ124百万円の減少となり、当第1四半期連結会計期間末における資金の残高は2,983百万円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は694百万円となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益の計上392百万円の他、外国為替相場の変動等により外国為替取引関連の資産負債が差引359百万円の資金増加要因となった一方、法人税等の支払による支出201百万円等があったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は647百万円となりました。これは、主に第2データセンターの増強に係るネットワーク関連ハードウェアをはじめとする有形固定資産の取得に伴う支出60百万円及び外国為替取引システムのデータベース強化や新機能追加のためのソフトウェアをはじめとする無形固定資産の取得に伴う支出567百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は171百万円となりました。これは、株式の発行に伴う収入9百万円があった一方、配当金の支払に伴う支出180百万円があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,080,000
計	1,080,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	318,090	318,330	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	-
計	318,090	318,330	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回) 平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	1,860 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

( ) 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。

( ) 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	450 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- ( ) 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第3回) 平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

( ) 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。

( ) 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないもの

が生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

- 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
- 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第4回) 平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	122
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,660 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

- 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- ( ) 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。  
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。  
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。  
 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。  
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。  
 （第5回）平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,800 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。  
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第6回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	118
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,540 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第7回) 平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
  - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
    - 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
    - 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
    - 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
    - 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
    - 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。
    - 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。
    - 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
    - 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日(注)	330	318,090	4	1,746	4	1,823

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から、平成20年6月26日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年6月23日現在で、29,486株保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	29,486	9.27

当第1四半期会計期間において、株式会社ジャフコから、平成20年4月28日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年4月23日現在で、15,844株保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、株式会社ジャフコの変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	15,844	4.99

当第1四半期会計期間において、東京海上日動火災保険株式会社から、平成20年6月16日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年6月9日現在で、13,890株保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、東京海上日動火災保険株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	13,890	4.37

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 317,760	317,760	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	317,760	-	-
総株主の議決権	-	317,760	-

（注）「完全無議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全無議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	128,000	162,000	166,000
最低（円）	90,000	103,000	104,000

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,983	3,107
預託金	22,520	-
顧客分別金信託	1	-
外国為替取引顧客分別金信託	22,519	-
外国為替取引顧客分別金信託	-	16,769
トレーディング商品	6,177	-
デリバティブ取引	6,177	-
外国為替取引顧客差金	-	9,101
約定見返勘定	24	-
短期差入保証金	3,503	-
外国為替取引差入証拠金	3,503	-
外国為替取引差入証拠金	-	3,000
前払費用	56	58
未収入金	40	-
未収収益	121	-
外国為替取引未収収益	109	-
その他の未収収益	12	-
外国為替取引未収金	-	98
繰延税金資産	13	18
その他の流動資産	29	33
貸倒引当金	1	-
流動資産計	35,469	32,188
固定資産		
有形固定資産	263	209
建物	1 75	1 78
器具備品	1 188	1 131
無形固定資産	1,060	897
ソフトウェア	982	812
ソフトウェア仮勘定	71	80
商標権	6	4
投資その他の資産	915	886
投資有価証券	197	197
長期差入保証金	530	530
長期前払費用	126	103
繰延税金資産	38	32
その他	22	22
固定資産計	2,239	1,992
資産合計	37,708	34,181

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
トレーディング商品	379	-
デリバティブ取引	379	-
外国為替取引自己取引差金	-	15
約定見返勘定	190	-
預り金	22	-
受入保証金	27,004	-
外国為替取引預り証拠金	27,004	-
外国為替取引預り証拠金	-	24,061
短期借入金	250	250
前受収益	9	-
未払金	384	639
未払費用	1,847	125
外国為替取引未払費用	1,665	-
その他の未払費用	182	125
外国為替取引未払金	-	1,405
未払法人税等	124	219
賞与引当金	4	-
その他の流動負債	-	122
流動負債計	30,217	26,840
<b>固定負債</b>		
長期預り保証金	114	114
固定負債計	114	114
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	0	-
特別法上の準備金計	0	-
負債合計	30,332	26,955
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,746	1,741
資本剰余金	1,823	1,818
利益剰余金	3,807	3,666
株主資本合計	7,376	7,226
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	7,376	7,226
負債・純資産合計	37,708	34,181

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業収益	
受入手数料	1
委託手数料	0
外国為替取引手数料	1
トレーディング損益	1,445
外国為替取引損益	1,445
金融収益	24
その他の営業収益	1
営業収益計	1,471
金融費用	0
純営業収益	1,470
販売費・一般管理費	
取引関係費	346
人件費	216
不動産関係費	266
事務費	133
減価償却費	62
租税公課	27
貸倒引当金繰入れ	1
その他	22
販売費・一般管理費計	1,076
営業利益	393
営業外収益	
受取賃貸料	28
その他	0
営業外収益計	28
営業外費用	
賃貸費用	28
株式交付費	0
その他	0
営業外費用計	29
経常利益	393
特別損失	
金融商品取引責任準備金繰入れ	0
固定資産除却損	0
特別損失計	0
税金等調整前四半期純利益	392
法人税、住民税及び事業税	106
法人税等調整額	1
法人税等合計	105
四半期純利益	287

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	392
減価償却費	62
貸倒引当金の増減額(は減少)	1
賞与引当金の増減額(は減少)	4
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	0
受取利息及び受取配当金	24
支払利息	0
株式交付費	0
固定資産除却損	0
預託金の増減額(は増加)	5,751
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	2,924
約定見返勘定(資産)の増減額(は増加)	24
短期差入保証金の増減額(は増加)	503
前払金の増減額(は増加)	1
前払費用の増減額(は増加)	2
未収入金の増減額(は増加)	5
未収収益の増減額(は増加)	56
その他の流動資産の増減額(は増加)	1
その他の固定資産の増減額(は増加)	8
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	363
約定見返勘定(負債)の増減額(は減少)	125
預り金の増減額(は減少)	39
受入保証金の増減額(は減少)	2,943
未払金の増減額(は減少)	63
未払費用の増減額(は減少)	381
その他	0
小計	872
利息及び配当金の受取額	24
利息の支払額	0
法人税等の支払額	201
営業活動によるキャッシュ・フロー	694
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	60
無形固定資産の取得による支出	567
長期前払費用の取得による支出	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	647

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	9
配当金の支払額	180
財務活動によるキャッシュ・フロー	171
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	124
現金及び現金同等物の期首残高	3,107
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 2,983

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、マネーパートナーズ分割準備株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 2社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>従来、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る評価損益を計上するにあたり、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを全て合算し損益を相殺して算出し、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しておりました。</p> <p>当第1四半期連結会計期間より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して四半期連結財務諸表を作成することといたしました。</p> <p>これに伴い、取引明細毎に算定した評価損益を顧客毎に相殺した上で、評価益相当額を四半期連結貸借対照表上のトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)に、評価損相当額をトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)にそれぞれ計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、トレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)及びトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)がそれぞれ379百万円増加しております。なお、損益に与える影響はありません。</p>
<p>3. 表示方法の変更</p>	<p>当第1四半期連結会計期間より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して四半期連結財務諸表を作成しております。この変更に伴う主な変更点は以下のとおりであります。</p> <p>四半期連結貸借対照表</p> <p>(1) 「預託金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引顧客分別金信託」を「預託金」に属する科目として区分掲記しております。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(2) 新たに「トレーディング商品」及び「トレーディング商品」に属する科目として「デリバティブ取引」を区分した上で、従来の「外国為替取引顧客差金」及び「外国為替取引自己取引差金」を「デリバティブ取引」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 新たに「約定見返勘定」(資産)及び「未収収益」並びに「未収収益」に属する科目として「外国為替取引未収収益」及び「その他の未収収益」を区分した上で、従来の「外国為替取引未収金」のうち、カウンターパーティ等に対する未収の決済差金については「約定見返勘定」(資産)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未収スワップについては「外国為替取引未収収益」に、その他内容に応じて「未収入金」もしくは「その他の未収収益」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 従来、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示していた「未収入金」を「その他の未収収益」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 「短期差入保証金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引差入証拠金」を「短期差入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</p> <p>(6) 新たに「約定見返勘定」(負債)及び「未払費用」に属する科目として「外国為替取引未払費用」を区分した上で、従来の「外国為替取引未払金」のうち、カウンターパーティ等に対する未払の決済差金については「約定見返勘定」(負債)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未払スワップについては「外国為替取引未払費用」に含めて表示しております。</p> <p>(7) 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「未払配当金」を「未払金」に含めて表示しております。</p> <p>(8) 新たに「未払費用」に属する科目として「その他の未払費用」を区分した上で、従来の「未払費用」を「その他の未払費用」に含めて表示しております。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
	<p>(9) 「受入保証金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引預り証拠金」を「受入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</p> <p>(10) 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「預り金」及び「前受収益」をそれぞれ区分掲記しております。</p> <p>四半期連結損益計算書</p> <p>(1) 従来の「受取手数料」を「受入手数料」に科目名を変更した上で、「受入手数料」に属する科目として「委託手数料」及び「外国為替取引手数料」を区分掲記しております。</p> <p>(2) 新たに「トレーディング損益」並びに「トレーディング損益」に属する科目として「外国為替取引損益」及び「金融収益」を区分した上で、従来の「外国為替取引損益」のうち、トレーディングに係るものを「外国為替取引損益」に、金融収益に係るものを「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 従来、営業外収益に含めて表示していた「受取利息」を「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が0百万円増加しております。</p> <p>(4) 「金融費用」を新たに区分した上で、従来、営業外費用に含めて表示していた「支払利息」を「金融費用」に含めて表示しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が0百万円減少しております。</p> <p>(5) 営業収益より金融費用を控除した金額を「純営業収益」として表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

(吸収分割)

当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、平成20年10月1日(以下「分割期日」という。)をもって、当社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズグループ」に商号を変更予定)の営む全事業である金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等(以下「本事業」という。)を、吸収分割によりマネーパートナーズ分割準備株式会社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズ」に商号を変更予定)に包括的に承継させることを決議し、同日付で「吸収分割契約書」に調印しております。また、平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会において、当該吸収分割契約が承認されました。

1. 会社分割の目的

当社は、当社を取り巻く環境の変化や金融市場における競争激化に対応し、資本の効率化と経営自由度の向上を目的として持株会社体制へ移行することを平成20年5月7日開催の取締役会にて決議いたしました。持株会社体制へ移行することにより、管理機能と業務執行機能の分離を行いコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、各事業会社の責任と権限を明確にし、戦略的意思決定の迅速化を図り、スピード感のある経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的としております。

これを受け、平成20年5月9日付で、持株会社体制移行への第一ステップとして「マネーパートナーズ分割準備株式会社」(当社100%出資の子会社)を設立いたしました。

本吸収分割は、その第二ステップであり、当社の本事業を吸収分割により包括的にマネーパートナーズ分割準備株式会社に承継させ、当社を持株会社化することを目的としております。

2. 会社分割の方法

当社を分割会社とし、マネーパートナーズ分割準備株式会社を承継会社とする会社法第2条第29号に定める吸収分割であります。

3. 吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して吸収分割承継会社は、当社に対し、吸収分割承継会社の株式その他の財産を割当てません。

当第1四半期連結会計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

4. 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額 (百万円)	項目	帳簿価額 (百万円)
流動資産	27,850	流動負債	26,482
固定資産	1,811	固定負債	114
合計	29,662	合計	26,596

(注) 吸収分割の効力発生日は平成20年10月1日であり  
ますが、吸収分割契約に従って分割継承される資  
産及び負債を平成20年3月31日時点で算出してお  
ります。

5. 承継会社の概要

商号 : マネーパートナーズ分割準備株式会社  
本店の所在地 : 東京都港区六本木一丁目6番1号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 奥山 泰全  
資本金の額 : 100百万円  
純資産の額 : 100百万円  
総資産の額 : 100百万円  
事業の内容 : 金融商品取引法に基づく第一種金融商  
品取引業並びに外国通貨の売買、売買  
の媒介、取次ぎもしくは代理及びその  
他これに付随する業務等

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額		1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
建物	11百万円	建物	9百万円
器具備品	44百万円	器具備品	26百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金・預金勘定	2,983百万円
現金及び現金同等物	2,983百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 318,090株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 - 百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	146	460	平成20年3月31日	平成20年6月18日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

外国為替証拠金取引事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

著しい変動がないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引			
	売建	136,235	132,093	4,142
	買建	130,437	132,093	1,655
合計		-	-	5,797

(注)時価の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の直物為替相場により算定しております。

前連結会計年度(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	契約額等の内1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引				
	売建	96,916	-	88,249	8,667
	買建	87,830	-	88,249	418
合計		-	-	-	9,085

(注)時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 23,190.44円	1 株当たり純資産額 22,741.34円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	903.34円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	856.61円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (百万円)	287
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	287
期中平均株式数 (株)	317,928
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (百万円)	-
普通株式増加数 (株)	17,342
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)																																																																
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>663</td> <td>155</td> <td>-</td> <td>507</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>326</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>989</td> <td>305</td> <td>-</td> <td>683</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料残高相当額等 未経過リース料残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>197百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>697</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 -</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>53百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	残高相当額 (百万円)	器具備品	663	155	-	507	ソフトウェア	326	150	-	175	合計	989	305	-	683	1年内	197百万円	1年超	500	合計	697	支払リース料	53百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	49	支払利息相当額	5	減損損失	-	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>664</td> <td>122</td> <td>541</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>326</td> <td>133</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>990</td> <td>256</td> <td>733</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>196百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>746</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具備品	664	122	541	ソフトウェア	326	133	192	合計	990	256	733	1年内	196百万円	1年超	550	合計	746	支払リース料	72百万円	減価償却費相当額	66	支払利息相当額	8
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	残高相当額 (百万円)																																																													
器具備品	663	155	-	507																																																													
ソフトウェア	326	150	-	175																																																													
合計	989	305	-	683																																																													
1年内	197百万円																																																																
1年超	500																																																																
合計	697																																																																
支払リース料	53百万円																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																
減価償却費相当額	49																																																																
支払利息相当額	5																																																																
減損損失	-																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
器具備品	664	122	541																																																														
ソフトウェア	326	133	192																																																														
合計	990	256	733																																																														
1年内	196百万円																																																																
1年超	550																																																																
合計	746																																																																
支払リース料	72百万円																																																																
減価償却費相当額	66																																																																
支払利息相当額	8																																																																

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月 5日

株式会社マネーパートナーズ

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。